第28回

定時株主総会
招集ご通知

株式会社 エフオン
証券コード：9514

日　時

2024年９月27日（金曜日）
午前10時（午前９時30分開場）

場　所

東京都中央区京橋三丁目１番１号
東京コンベンションホール
(東京スクエアガーデン ５階)
◉末尾の会場ご案内図をご参照ください。

目　次

第28回定時株主総会招集ご通知 …… 2
株主総会参考書類 …… 6
　議案　取締役９名選任の件

事業報告 …… 13
連結計算書類 …… 34
計算書類 …… 37
監査報告書 …… 40

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

第28回定時株主総会招集ご通知をご高覧いただくにあたりまして、ご挨拶申しあげます。

私たちエフオングループは、森林資源の有効活用を目的として、森林経営・林業・発電・素材開発等を通じて、持続可能な社会の実現に向けて事業を展開しております。

2024年６月期におきましては、燃料用木材価格の高騰に加え、高含水率の木材の流通が増えるなど、様々な要因が重なり燃料使用量が膨らんだ結果、利益を圧迫し、厳しい状況となりました。引き続き山林事業の伐採施業の拡大に注力するとともに、2024年４月に公開した中期経営計画の通り、新規事業を計画に沿って進捗することに尽力してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

株式会社エフオン
代表取締役社長　**島﨑　知格**

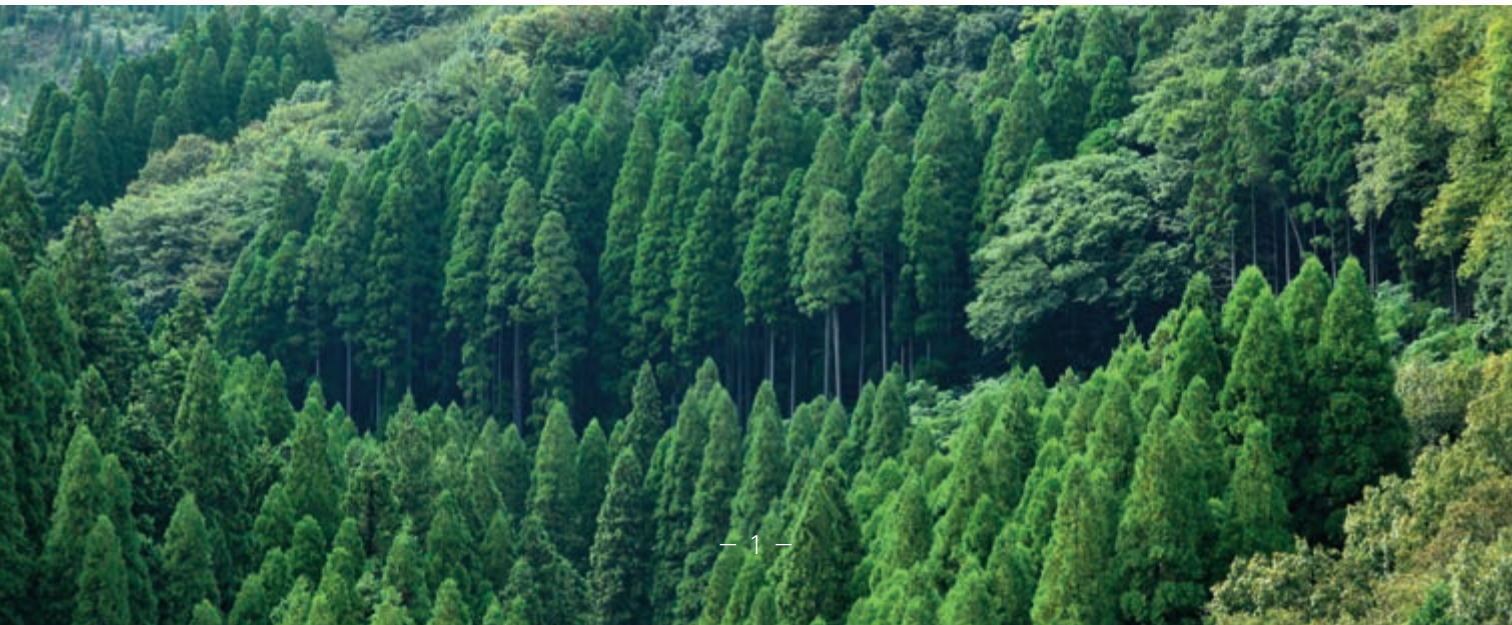

証券コード　9514
2024年９月６日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
株　式　会　社　エ　フ　オ　ン
代表取締役社長　島　﨑　知　格

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.ef-on.co.jp/ir/library/meeting/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「ＩＲライブラリー」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エフオン」又は「コード」に当社証券コード「9514」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年９月26日（木曜日）午後５時半までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネット等による議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を前記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1 日　　時	**2024年9月27日（金曜日）午前10時**（午前9時30分開場）	
2 場　　所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン 5階 **東京コンベンションホール** （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）	
3 株主総会の目的である事項	**報告事項**	1. 第28期（自　2023年7月1日　至　2024年6月30日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第28期（自　2023年7月1日　至　2024年6月30日） 計算書類報告の件
	決議事項	議案　取締役9名選任の件
4 その他議決権の行使に関する事項	代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。	

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3．本株主総会において、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、当該書面は法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
　1．連結計算書類の「連結注記表」
　2．計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
4．ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
5．会場には株主様のみがご入場できます。控え室のご準備はございませんのでご注意ください。
6．ご来場にあたり、車椅子のお手伝い、席やお手洗いへの誘導等が必要な株主様は、事前にご連絡（03-4500-6450）いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年９月27日（金曜日）午前10時

書面（郵送）により議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年９月26日（木曜日）午後５時半到着分まで

インターネット等により議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年９月26日（木曜日）午後５時半入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

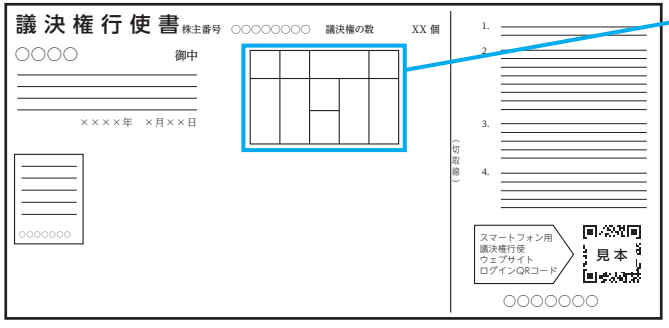

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等による方法により、複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードを読取ってください。

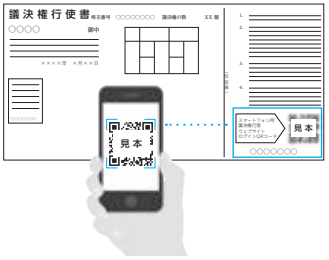

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案　取締役９名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役８名全員が任期満了となりますので、改めて取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当社における地位
1	島﨑　知格	再任			代表取締役社長
2	長澤　睦	再任			専務取締役
3	小池　久士	再任			常務取締役
4	藤井　康太朗	再任			取締役
5	須藤　博	再任			取締役
6	松尾　康行	再任			取締役
7	佐古　麻衣子	再任	社外	独立	社外取締役
8	松村　映子	新任	社外	独立	－
9	青木　想	新任	社外	独立	－

＜参考＞取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

※各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

	企業経営	財務・会計・ファイナンス	コンプライアンス・リスクマネジメント	長期展望・戦略思考	サステナビリティ経営思考	当社事業マネジメント	人材マネジメント
島﨑　知格	○	○	○	○	○	○	
長澤　睦	○		○	○	○	○	○
小池　久士	○	○	○	○	○		○
藤井　康太朗	○		○	○	○	○	○
須藤　博			○	○	○	○	
松尾　康行			○	○	○	○	
佐古　麻衣子	○		○	○	○		
松村　映子	○		○	○	○		○
青木　想	○	○	○	○	○		

候補者番号 1

再任

しま　ざき　とも　ただ
島 﨑 知 格
(1962年8月27日生)

所有する当社の株式数
24,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年９月　三菱証券株式会社　部長代理
2005年６月　当社経営企画部配属
2006年９月　当社取締役
2008年５月　当社代表取締役社長（現任）

【選任理由】
同氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として、経営全般統轄の任務を通じ、豊富な経験・実績を有しており、事業経営に精通していることから、引き続きその豊富な経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者番号 2

再任

なが　さわ　　まこと
長 澤　　睦
(1969年1月9日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年４月　大成設備株式会社　入社
2011年10月　当社技術統括部配属
2013年５月　当社技術総括部長
2015年９月　当社取締役　技術統括部長
2016年10月　当社取締役　事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー部長
2019年９月　当社執行役員　事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー部長
2020年９月　当社常務取締役　技術統括部長兼環境エネルギー部長
2021年９月　当社専務取締役　技術統括部長兼環境エネルギー部長（現任）

【選任理由】
同氏を取締役候補者とした理由は、当社の事業基盤である発電所の開発業務に豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者番号 3

再任

こ　いけ　ひさ　ひと
小 池 久 士
(1961年5月18日生)

所有する当社の株式数
51,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年５月　株式会社共立メンテナンス
管理本部グループ経営部副部長兼ＫＭＧ経理センター室長
2006年10月　当社経理部長
2009年９月　当社取締役　財務経理部長
2011年３月　当社取締役　管理本部長
2011年９月　当社常務取締役　管理本部長
2013年10月　当社常務取締役　管理部門管掌（現任）

【選任理由】
同氏を取締役候補者とした理由は、取締役として、当社管理部門において豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者番号 4

再任

ふじい　こうたろう
藤井　康太朗
(1964年3月26日生)

所有する当社の株式数
4,800 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年４月　コパル電子株式会社　営業本部南関東マネージャー
2005年４月　当社電力ビジネス事業部長
2007年４月　当社ＥＳＣ〇事業部門長
2007年10月　株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ　常務取締役
2013年９月　同社取締役副社長
2016年５月　当社技術統括部配属
　株式会社エフバイオス出向　豊後大野事業所長
2016年９月　当社取締役　株式会社エフバイオス　豊後大野事業所長
2017年７月　当社取締役　株式会社エフバイオス　日田事業所長
2019年９月　当社取締役　株式会社エフバイオス　執行役員
　壬生発電所準備室室長
2020年１月　当社取締役　株式会社エフバイオス　執行役員　壬生事業所長
2020年６月　当社取締役　電力企画部長
2020年７月　当社取締役　電力事業部長
2022年６月　当社取締役　電力事業部長兼サステナビリティ推進準備室長
2022年12月　当社取締役　電力事業部長（現任）

【選任理由】
同氏を取締役候補者とした理由は、省エネルギー事業や電力事業に精通しており、同分野において豊富な経験・実績を有していることから、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者番号 5

再任

すとう　ひろし
須藤　博
(1974年8月26日生)

所有する当社の株式数
300 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年９月　協和木材株式会社　山林部副部長
2016年11月　同社東京営業所副所長
2017年９月　株式会社エフバイオス　入社
2017年10月　同社山林部林業課　課長代理
2019年10月　同社山林事業部長
2020年７月　同社執行役員　山林事業部長
2021年９月　当社取締役　株式会社エフバイオス　執行役員　山林事業部長
2023年９月　当社取締役　株式会社エフバイオス　取締役　山林事業部長（現任）

【選任理由】
同氏を取締役候補者とした理由は、山林事業に精通しており、当社の連結子会社である株式会社エフバイオスの執行役員及び山林事業部長として豊富な経験・実績を有していることから、引き続き職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者番号 6

再任

松尾 康行（まつお やすゆき）
(1975年10月9日生)

所有する当社の株式数
1,500 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1994年４月　第一電路工業株式会社　入社
2006年６月　株式会社エフバイオス　入社
2011年10月　同社日田事業所 設備グループ課長
2016年４月　同社豊後大野事業所 設備グループ課長
2019年９月　同社日田事業所長代行
2020年10月　同社日田事業所長
2022年９月　当社取締役　株式会社エフバイオス　日田事業所長
2023年２月　当社取締役　株式会社エフバイオス　執行役員　新宮事業所長
2023年９月　当社取締役　株式会社エフバイオス　取締役　新宮事業所長（現任）

【選任理由】
同氏を取締役候補者とした理由は、当社の連結子会社である発電事業所長として豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者番号 7

再任

社外

独立

佐古 麻衣子（さこ まいこ）
(1980年11月21日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年12月　弁護士登録
2009年１月　霞が関法律会計事務所　入所
2013年10月　霞が関法律会計事務所　ジュニアパートナー
2015年３月　桜田通り総合法律事務所　ジュニアパートナー
2018年９月　当社社外取締役（現任）
2020年２月　桜田通り総合法律事務所　パートナー（現任）
2024年６月　株式会社テクノ菱和　社外取締役（現任）

【選任理由及び期待される役割の概要】
同氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

候補者番号 8

新任

社外

独立

まつ むら えい こ
松 村 映 子
(1983年5月29日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2007年９月　フューチャーアーキテクト株式会社　入社
2011年５月　株式会社ヘイデイ　代表取締役社長
2014年４月　バスケット株式会社　代表取締役社長
2015年８月　株式会社ストライプインターナショナル　取締役CTO/CDO兼EC統括本部長
2017年11月　株式会社スマービー　取締役
2018年７月　事業家創造株式会社　取締役（現任）
2018年11月　株式会社Photream　社外取締役
2020年10月　株式会社ＢＲＨ　COO
2020年10月　千葉道場株式会社　フェロー（現任）

【選任理由及び期待される役割の概要】
同氏を社外取締役候補者とした理由は、EC事業に関する知識と、自身での起業経験により豊富な知見を備えておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

候補者番号 9

新任

社外

独立

あお き そう
青 木　　想
(1984年9月21日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2007年４月　株式会社リクルート　入社
2016年６月　ジブラルタ生命保険株式会社　入社
2018年２月　株式会社Loveable　代表取締役社長（現任）
2019年10月　株式会社Surpass　入社　取締役
2024年５月　株式会社アルバイトタイムス　社外取締役（現任）

【選任理由及び期待される役割の概要】
同氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業の経営企画職、営業職を経て、自身が設立した会社の取締役として数々の企業支援に携わっており、企業経営及び財務に対し豊富な経験と高い見識を備えておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．佐古麻衣子氏、松村映子氏及び青木想氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は佐古麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。再任が承認された場合引き続き独立役員とする予定であります。また、松村映子氏及び青木想氏につきましても独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
４．佐古麻衣子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって６年となります。
５．佐古麻衣子氏、松村映子氏及び青木想氏の選任が承認された場合、当社は、佐古麻衣子氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続し、松村映子氏及び青木想氏とは当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
６．当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

事業報告　（自　2023年７月１日　至　2024年６月30日）

1 企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、当社グループの第１四半期連結会計期間にあたる昨年の夏季において記録的な暑さが続き、人流の抑制が懸念されたものの、国内はもとより訪日外国人の旅行やインバウンドの回復により国内の観光、旅行、運輸、飲食等の業界を中心に業績が向上いたしました。一方、2024年年明けに能登半島地震が発生し一部の機械や半導体、食料品の製造業工場の被災に関連するサプライチェーンの寸断やインフラ回復の遅れによる地域経済の復興に大きな影響を与える結果となりました。また、国民生活全般に関しては円安が進行しあらゆる物品の値上げが継続しており、企業における賃上げ施策や政府、地方自治体の子育て支援への動きが活発に論じられる状況で推移いたしました。

当業界においては、日本卸電力取引市場の取引単価は比較的低い水準で安定的に推移いたしました。大手電力会社においては、昨年の一般消費者向け電力料金の値上げや発電に要する燃料価格の下落により極めて順調な業績となりました。一方、電力需要家からの視点では、電力料金値上げに対する緩和策としての電気・ガス価格激変緩和対策事業補助金の導入や延長が繰り返されている状況のほか、再生可能エネルギー賦課金の引き上げや託送料金の算定方法の変更、将来の電力の供給力を売買する容量市場の運用の開始等、電力料金の先行きには不透明な要素を含め消費者の負担は増加する傾向にあるものと予想されます。

このような状況のもと、当社の省エネルギー支援サービス事業に関しては、既存プロジェクトに関する売上高は小規模ながら継続している一方、新規案件の受注は能登半島地震の影響で一部順延となりました。一部のプロジェクトでは、引き続き設備のメンテナンス実施や省エネルギーのノウハウを活かした改修を実施する等業容維持に努めており、当連結会計年度では設備保全費が減少し増益となりました。

グリーンエナジー事業における発電事業においては、落雷による送電停止や一部発電所においてトラブルによる計画外停止が発生したものの、各発電所の稼働は堅調に推移し当連結会計年度の送電量は前連結会計年度を大きく上回る実績となりました。エフオン白河発電所は、2023年１月よりＦＩＰ制度（フィードインプレミアム（Feed-in Premium））※に移行しており前年度実績のＦＩＴ制度（フィードインタリフ（Feed-in Tariff））との比較では、当連結会計年度ではＦＩＴとほぼ同等の業績となりました。ＦＩＰ制度では、同制度における長期の業績をＦＩＴと同等のものとするよう設計されており、ある期間でＦＩＴを上回る業績であったとしてもその後のいずれかの期間において過

去の上振れた業績の調整が行われその一部を吐き出す動きで推移いたします。当連結会計年度では、上半期においてＦＩＴ制度の指標を上回る業績で推移し下半期では逆に下回る業績で推移いたしました。また、ＦＩＰ制度下の電力はすべて当社が購入していることからセグメント情報の内部売上高又は振替高が前年同期に比べ大幅に増加しております。

その他のグループ内発電所の業績では、前連結会計年度と比較して燃料消費量は低下傾向にあるものの燃料費は依然高水準で推移し業績を大きく押し下げる結果となりました。燃料以外の費用では、定期メンテナンスに係る価格が例年に比べ大幅な増加となったほか、灰処理費用が増加し収益を圧迫する結果となりました。

当社の電力小売事業ではグループ発電所の発電する電力をトレーサビリティ付の非化石証書と合わせグリーン電力として顧客へ販売する取り組みを推進しております。当連結会計年度においては市場連動型の電力販売に力を入れ契約電力量の獲得に尽力したことで、売上高は大幅に増加し黒字化を達成することが出来ました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高17,473百万円（前期比3.1％増）、営業利益600百万円（前期比57.0％減）、経常利益346百万円（前期比73.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は281百万円（前期比65.9％減）となりました。

（省エネルギー支援サービス事業）

当連結会計年度においては、省エネルギー支援サービス契約の既存プロジェクトに係る売上高は、ほぼ前年と同等の結果となりました。エネルギー供給型の契約に代わり設備保守等のメンテナンス分野でプロジェクト維持に係る契約がスタートし、当連結会計年度では減価償却費や保険、その他の費用が逓減したことで業績が回復いたしました。なお、前連結会計年度のセグメント間の内部売上高はグループ内発電所建設に係るもので、完工により当連結会計年度は計上しておりません。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高では213百万円（前期比50.3％減）、セグメント利益は51百万円（前年26百万円の損失）となりました。

（グリーンエナジー事業）

当連結会計年度におけるグリーンエナジー事業は、第１四半期連結会計期間にエフオン日田発電所及びエフオン新宮発電所において落雷による所内単独やボイラー補機のトラブルによる計画外停止が発生いたしましたが、第２四半期連結会計期間においてエフオン白河発電所、エフオン日田発電所、第３四半期連結会計期間においてエフオン新宮発電所、エフオン壬生発電所、第４四半期連結会計期間においてエフオン豊後大野発電所がそれぞれ定期点検を実施し計画停止を実施したほかは極めて順調な稼働で推移いたしました。当連結会計年度ではエフオン新宮発電所の通年稼働を加え、送電電力

量及び電力売上高は過去最高水準となりました。

一方、原価に関して木材市場の高騰から間伐材等の木質チップ燃料は、流通量が低下し購入価格を押し上げたことや比較的水分量の多い燃料が多く発電所の燃料消費量を増加させる要因が継続しております。このため、山林事業の原木伐採量の一部を発電所付属のチップセンターで燃料に転換する業務を拡大するとともに、同事業の施業地獲得を拡充しております。これらの施業量増加に伴い外部委託費等のほか流通経費が増加したことや、山林事業の施業に係る大型設備の減価償却費が負担となりました。また、発電所に係る経費では、通例の発電設備定期点検メンテナンス費用に加え、エフオン日田、エフオン新宮発電所で将来の安定稼働に必要と思われる設備箇所の重点点検、補修を実施したことで定期メンテナンス費用が大幅に増加したほか、灰処理費用の単価が値上がりし同費用の額が増加しております。これらのことから、本事業セグメントの売上高は増加したものの、利益は大幅に減少する結果となりました。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で16,782百万円（前期比1.5%増）、セグメント利益627百万円（前期比60.9%減）となりました。

※ＦＩＰ制度（フィードインプレミアム（Feed-in Premium））

再生可能エネルギー電気の導入促進を図るため2012年に施行されたＦＩＴ制度（固定価格買取制度　Feed-in Tariff）が電力市場とは切り離されていることから、電力の需要と供給のバランスにより価格が決まる電力市場の価格と連動した発電を促す制度として2022年４月に開始された制度。再生可能エネルギー発電事業者に対し市場価格とＦＩＴ価格との差額を一定の条件のもとプレミアム（補助額）として支給するもの。

各事業セグメントにおける外部取引に係る業績は下記のとおりです。

（単位：百万円）

事業区別	連結売上高	連結営業利益
省エネルギー支援サービス事業	213	51
グリーンエナジー事業	15,101	627
その他事業	2,158	6
全社（共通）	－	△85
合計	17,473	600

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は834百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

グリーンエナジー事業	㈱エフバイオス	林業機械設備

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ．当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

（3）対処すべき課題

当社グループの主力事業であるグリーンエナジー事業では、木質バイオマス発電所の安定、高稼働を実現し燃料調達に係る経費の削減に努めることで事業収益を向上させていくことが喫緊の課題と認識しています。また、山林事業では、施業地の拡充や施業量の向上、経費の合理的な削減が課題であると認識しています。

このため、これらを担う専門的な人員の確保、教育、業務の実践を継続することが重要な経営課題であると考えております。

（4）財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区分＼期別	第25期 (2021年６月期)	第26期 (2022年６月期)	第27期 (2023年６月期)	第28期 (当連結会計年度) (2024年６月期)
売上高	13,144	13,258	16,949	17,473
経常利益	2,397	1,174	1,286	346
親会社株主に帰属する当期純利益	1,673	893	824	281
１株当たり当期純利益	77円35銭	41円46銭	38円36銭	13円14銭
純資産	16,924	17,539	18,190	18,234
総資産	45,603	47,241	45,718	45,262

（注）１.第26期より「株式交付信託」を導入しており、「１株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に「株式交付信託」が保有する株式を含めております。
２.「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第26期の期首から適用しており、当該連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

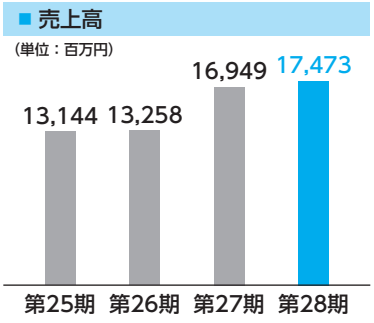

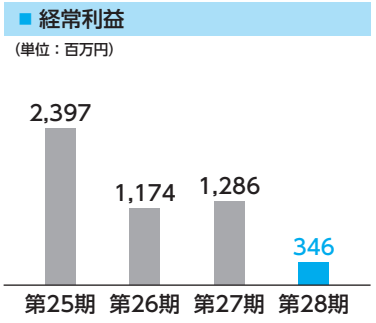

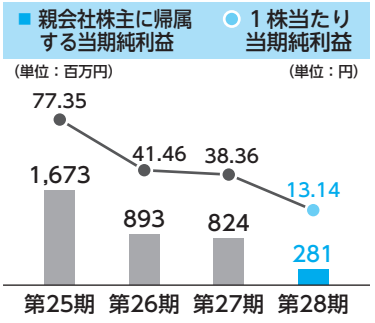

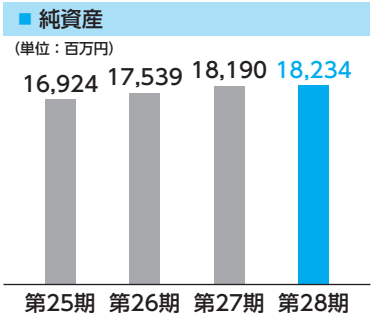

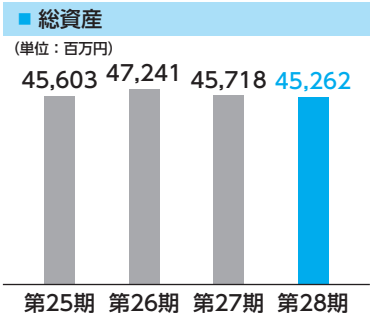

（5）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エフオン日田	495百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン白河	441百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン豊後大野	450百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン壬生	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン新宮	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフバイオス	10百万円	100.00%	バイオマス燃料販売、 発電所運営受託事業
ソレイユ日田株式会社	10百万円	100.00%	太陽光発電所用地賃貸事業

（6）主要な事業内容（2024年６月30日現在）

①省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギーの診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。また、総合エネルギーマネジメントとして、顧客企業のエネルギー使用状況の把握、削減計画の策定、運用・設備改善の実施、削減状況の測定といったサービスのほか、再生可能エネルギーの導入支援、二酸化炭素の管理・削減のコンサルティング等のサービスを提供しております。

②グリーンエナジー事業

グリーンエナジー事業は、再生可能な自然エネルギーを電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能エネルギーの中で特に木質バイオマス（注）をエネルギー源とした環境価値の高い発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、ＦＩＴの設備認定を受けたエフオン日田、エフオン豊後大野、エフオン壬生、エフオン新宮の木質バイオマス発電所が稼働しております。なお、2023年１月よりエフオン白河がＦＩＰ制度（フィードインプレミアム（Feed-in Premium））に移行しております。木質バイオマス発電所の運営及び木質バイオマス燃料供給に関しては、その専門会社としてエフバイオスが当たり、廃木質材や森林資源の有効活用を通じてグリーンエナジー事業の中核を担っております。

（注）木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源（ｂｉｏ）の量的（ｍａｓｓ）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。

当社グループが手掛ける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別、破砕した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

（7）主要な営業所及び工場（2024年６月30日現在）

当　　社	本　　社：東京都千代田区丸の内一丁目９番２号	
子　会　社	㈱エフオン日田	：大分県日田市
	㈱エフオン白河	：福島県白河市
	㈱エフオン豊後大野	：大分県豊後大野市
	㈱エフオン壬生	：栃木県下都賀郡
	㈱エフオン新宮	：和歌山県新宮市
	㈱エフバイオス	：東京都千代田区
	ソレイユ日田㈱	：大分県日田市

（8）使用人の状況（2024年６月30日現在）

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
省エネルギー支援サービス事業	1名	1名減
グリーンエナジー事業	247名	5名増
その他事業	8名	1名増
全社（共通）	15名	1名減
合計	271名	4名増

(注)　使用人数は就業員数であり、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。

（9）主要な借入先の状況（2024年６月30日現在）

借入先	借入金残高（単位：百万円）
株式会社三井住友銀行	6,459
株式会社日本政策金融公庫	5,171
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,180
株式会社みずほ銀行	2,641
株式会社横浜銀行	1,941

（10）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

株式の状況（2024年６月30日現在）

① 発行可能株式総数 ： 69,840,000株

② 発行済株式の総数 ： 21,635,189株

③ 株主数 ： 9,156名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本テクノ株式会社	7,049,280株	32.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,190,100株	10.12%
光通信株式会社	1,613,700株	7.46%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	755,500株	3.49%
株式会社エスアイエル	440,300株	2.04%
ＲＢＣ ＩＳＢ ＬＵＸ ＮＯＮ ＲＥＳ／ＤＯＭ ＲＡＴＥ－ＵＣＩＴＳ ＣＬＩＥＮＴＳ ＡＣＣＯＵＮＴ－ＭＩＧ	282,300株	1.30%
株式会社ＵＨ Ｐａｒｔｎｅｒｓ ２	264,200株	1.22%
ＢＮＹＭ ＡＳ ＡＧＴ／ＣＬＴＳ １０ ＰＥＲＣＥＮＴ	244,900株	1.13%
野村信託銀行株式会社（投信口）	153,900株	0.71%
阪井 敬朗	123,300株	0.57%

（注）株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する755,500株には「株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式が277,900株含まれております。

3 会社役員の状況

（1）会社役員の状況

取締役及び監査役の状況（2024年６月30日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	島　﨑　知　格	
専務取締役	長　澤　　睦	技術統括部長兼環境エネルギー部長
常務取締役	小　池　久　士	管理部門管掌
取締役	藤　井　康　太　朗	電力事業部長
取締役	須　藤　　博	株式会社エフバイオス 取締役 山林事業部長
取締役	松　尾　康　行	株式会社エフバイオス 取締役 新宮事業所長
取締役	皆　川　則　雄	
取締役	佐　古　麻　衣　子	桜田通り総合法律事務所　パートナー、株式会社テクノ菱和　社外取締役
常勤監査役	矢　田　真　一	
監査役	望　月　英　仁	望月公認会計士事務所所長、望月税理士事務所所長
監査役	牧　浦　秀　治	

（注）１．取締役皆川則雄氏及び取締役佐古麻衣子氏は、社外取締役であります。
２．監査役望月英仁氏及び監査役牧浦秀治氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役矢田真一氏は、これまでの社外取締役としての経験や、大手金融機関での職務により培われた専門的知識を有しております。
監査役望月英仁氏は、公認会計士・税理士として企業経営に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有し、また監査役としての豊富な知識と経験を有しております。
監査役牧浦秀治氏は、事業経営者としての経験と当社の事業基盤である発電事業に係る技術的知見を有しております。
４．当社は取締役皆川則雄氏、取締役佐古麻衣子氏、監査役望月英仁氏及び監査役牧浦秀治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
2024年２月28日をもって、取締役　永田ゆかり氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、データビズラボ株式会社代表取締役及び株式会社アドベンチャー社外取締役でありました。
2024年３月31日をもって、監査役　清水敏生氏は辞任により退任いたしました。なお、退任した監査役の補欠として2024年４月１日に監査役　牧浦秀治氏が就任いたしました。

（2）責任限定契約に関する事項

当社及び当社子会社の社外取締役並びに監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

また、2024年２月28日をもって社外取締役を辞任いたしました永田ゆかり氏及び2024年３月31日をもって社外監査役を辞任いたしました清水敏生氏との間で同様の契約を締結しておりました。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある障害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

（4）取締役及び監査役の報酬等

①　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役個人別の報酬等については、株主総会において決議された金額の範囲内で代表取締役社長が各個別面談の上、経済情勢、当社の業績、各々の経営能力、貢献度、支給実績等を総合的に考慮して当社役員に求められる役割と職責に相応しい報酬額を算定し、取締役会において審議・決定する。取締役会は報酬額の妥当性、公平性、透明性を重視して吟味、審査を行い報酬額の決定に関する監督を実施する。報酬等を与える時期又は条件については、取締役会で決議するものとする。

また、取締役の報酬等は月額固定報酬であり、賞与、業績連動型報酬、退職慰労金等の報酬制度は採用しない。

なお、当社の監査役の個人別の報酬等については、株主総会において決議された金額の範囲内で監査役の協議によって決定する。

② 非金銭報酬等に関する方針等

当社は、2021年9月28日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する株式報酬制度「株式交付信託」を導入することを決議しました。

・株式報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める株式交付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される制度です。

・具体的には１事業年度あたり80,000ポイント（80,000株）を上限として、事業年度ごとに各取締役に対し役位を勘案して定まる数のポイントが付与され、退任時に累積したポイント数に応じた当社株式及び時価換算した金額相当の金銭が給付されます。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役 （うち社外取締役）	9名 （3）	169 (7)	143 (7)	26 (－)
監査役 （うち社外監査役）	4名 （3）	20 (5)	20 (5)	－
合計 （うち社外役員）	13名 (6)	189 (12)	163 (12)	26 (－)

(注) 1．取締役の報酬等の額には、2024年２月28日をもって辞任した取締役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2．監査役の報酬等の額には、2024年３月31日をもって辞任した監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3．非金銭報酬等の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は「（４）取締役及び監査役の報酬等」のとおりであります。
4．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5．取締役の報酬限度額は、2018年９月26日開催の定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役分は40百万円以内）と決議されております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、８名（うち、社外取締役は３名）です。また、金銭報酬とは別枠で2021年９月28日に開催の定時株主総会において株式報酬制度の導入を決議いただいております。株式報酬の額は、対象事業年度で144百万円を上限とし、1事業年度あたり

80,000ポイント（1ポイント＝１株）を上限としております（社外取締役は付与対象外）。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は６名です。

6．監査役の報酬限度額は、2018年９月26日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

④　当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑤　社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・取締役佐古麻衣子氏は、株式会社テクノ菱和の社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社テクノ菱和との間に取引関係はありません。

・取締役永田ゆかり氏は、データビズラボ株式会社の代表取締役及び株式会社アドベンチャーの社外取締役を兼職しております。なお、当社とデータビズラボ株式会社及び株式会社アドベンチャーとの間に取引関係はありません。

・監査役望月英仁氏は、望月公認会計士事務所、望月税理士事務所の所長を兼職しております。なお、当社と望月公認会計士事務所、望月税理士事務所との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏　名	活　動　状　況
取締役	皆　川　則　雄	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。社外取締役として期待される役割に関して、当社監査役及び他社取締役経験、並びに財務・経理分野の高い見識から、新規事業について助言・提言を行い、事業の適正性向上に貢献しています。また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しています。
取締役	佐 古 麻 衣 子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。社外取締役として期待される役割に関して、弁護士としての専門的知識・幅広い見識から、コンプライアンス体制の整備等について提言を行い、取締役会の議論の活性化に貢献しております。また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しております。
取締役	永 田 ゆ か り	当事業年度において2024年２月28日辞任までに開催された取締役会６回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。また、データ分析およびデータの視覚化コンサルティングとしての経験による豊富な知識と経験に基づき、適宜助言及び提言を行っております。
監査役	清　水　敏　生	当事業年度において2024年３月31日辞任までに開催された取締役会９回のうち７回に出席し監査役会10回のうち８回に出席しました。企業経営者としての豊かな経験と深い見識に基づいて幅広い見地から監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要に応じて発言を行っておりました。
監査役	望　月　英　仁	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回に全て出席し、公認会計士としての専門的見地からはもとより、深い見識に基づいて高度な視野で監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要に応じて発言を行っております。
監査役	牧　浦　秀　治	当事業年度において2024年４月１日就任後に開催された取締役会３回及び監査役会３回全てに出席しました。永年にわたる大手重工業メーカーの部門責任者及び事業経営者としての経験や技術的知見に基づいて多角的な視点で監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要に応じて発言を行っております。

4 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

東陽監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1．当社の連結子会社で会計監査人と監査契約などを締結している会社はありません。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（4）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（5）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（6）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するものといたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に付議いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は会社法等の法令で求められる業務の適正を確保するための体制を整備するための「基本方針」を2006年５月15日開催の取締役会において決議しております。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行により「基本方針」を2015年５月７日開催の取締役会にて以下のとおり改定いたしました。当社グループの定める内部統制に関する「基本方針」の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

Ⅰ．内部統制に関する当社グループの取り組み

当社グループは、本基本方針に従い、会社法及び会社法施行規則が定めるところの株式会社の業務の適正を確保するための体制、金融商品取引法が定めるところの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制、その他企業価値の維持向上を図るための体制（以下、総称して「内部統制システム」という）を整備する。

当社グループは、代表取締役社長を中心として、取締役及び使用人（以下「役職員」という）全員で内部統制を推進していくとともに、内部統制委員会を設置し、内部統制システムが有効に機能するように努める。

Ⅱ．内部統制システムの整備に関する基本方針

（ⅰ）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令・定款及び社会規範（以下「法令等」という）を遵守した行動の基準とするため、関係部署の管理のもとで規則・規程等の整備・運用を図る。

② 法令等遵守に係る事項につき、関連規則・規程等の浸透を図り、役職員の啓蒙に努める。

③ 法令等に照らし疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置・運営し、法令違反等の不正行為を早期に発見するとともに、通報した使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。

④ 当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的な勢力に対しては、組織として毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との取引や資金提供などの一切の関係を遮断する。

（ⅱ）職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、各々の業務執行又は意思決定における判断基準・判断理由を明確にするため、その職務執行に係る情報を記録する。当社グループは、法令等及び関連諸規則に従い、所定の部署がこれを適切に保管し、取締役及び監査役の迅速な職務遂行のために常時閲覧可能な体制を整える。

② 使用人の職務遂行に係る情報についても、法令等及び関連規則等に従い、取締役の職務執行に係る情報と同様に取り扱うものとする。

③ 当社グループは、情報漏洩防止のため、社内情報の取扱い並びに文書及び電磁的記録の保管方法を定め、セキュリティを万全なものとする。

④ 情報管理責任者及び関係部署は、連携して適時適切な情報開示に努める。

（ⅲ）損失の危険を管理する規程その他の体制

① 内部統制委員会は、リスクに関する規程に従い、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

② 役職員は、有形無形を問わず、当社グループの資産の取得・使用・処分の各段階におけるフローを確立し、資産の保全に努める。

（ⅳ）当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、業務執行取締役の管掌責任の明確化を図るため、各業務執行取締役の管掌業務を定める。

② 業務執行取締役は、代表取締役社長諮問機関である経営会議を定期的に開催し、事業活動の統合調整と業務執行の意思統一を図る。

③ 当社グループは、役職員の職務の執行の効率化を図るため、職務権限及び意思決定ルールを策定し、各部署の業務分掌を明確にする。

（ⅴ）企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社管理規程など関連規則等を制定し、グループ全体の状況を常時把握する部署を当社内に設置して財産の状況及びその他の重要事項を取締役会に報告するなど、子会社管理制度の確立を図る。

② 当社グループは、業務フロー、会計システム等を含め、連携して制度の統一化を図る。

③ 当社グループの各監査役間の連携を図り、必要に応じて情報交換・意見交換を行う。

④ 内部監査室は、当社グループの業務の執行状況について、定期的に監査を行う。

（ⅵ）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

① 代表取締役は監査役会からの職務を補助すべき使用人設置の要求に対しては、監査役会と監査の実効性の確保の観点から協議の上、使用人を配置する。

② 監査役を補助すべき使用人は専任とし、監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。

③ 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動・人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

（ⅶ）当社グループの役職員が当社監査役会又は当社監査役への報告に関する体制

① 当社グループの役職員は、当社若しくは当社連結子会社に著しい損害を与える事実又はその恐れの発生、法令違反等の不正行為、その他これらに準ずる事実又はその恐れの発生について、当社監査役に遅滞なく報告をする。また、当社グループの役職員からかかる報告を受けた者は、当該報告を受けた内容を当社監査役に遅滞なく報告をする。

② 監査役は、当社グループの役職員に対し、必要に応じた業務執行内容の報告、説明又は資料提出等を求めることができる。
③ 内部監査室は、当社監査役に内部監査の結果を報告する。
④ 監査役への報告をした役職員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。

(viii) 監査役の職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる合理的な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役は、定期的に開催される代表取締役社長との意見交換会、当社グループが保有する設備の見学等により、当社グループの最新情報を取得することができる。
② 監査役は、当社グループの最新の状況を把握するために、定期的に社内会議に出席し、また必要に応じて当社グループの役職員に意見交換及び情報提供を求めることができる。
③ 監査役は、その職務の遂行に必要な場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家から意見を求めることができる。

(x) 財務報告の信頼性を確保するための体制
① 当社グループは、有識者と連携の上、関係諸法令、関連諸規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、会社の財政状態及び経営成績に関し真実の報告を行う。
② 当社グループは、金融庁策定『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』等に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な事項を実施する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、2015年５月７日付当社取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。
また、「内部統制基本方針」に規定されている内部統制委員会は代表取締役社長を委員長として当事業年度において３回開催され、事業年度末には常勤監査役が出席の上、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

（2）会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（3）剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を会社運営における重要課題の一つと認識しております。安定配当の継続をベースとした上で、経営成績に応じた利益配分を行うことを基本指針としております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金は、１株につき８円の配当を実施することといたしました。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していきたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年６月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
Ⅰ.流動資産	**8,743**	**Ⅰ.流動負債**	**4,802**
現金及び預金	5,574	支払手形及び買掛金	1,379
売掛金	1,832	一年内返済予定長期借入金	2,100
貯蔵品	767	未払金	447
未収消費税	149	未払法人税等	113
繰延消費税	8	賞与引当金	42
その他	410	メンテナンス費用引当金	500
Ⅱ.固定資産	**36,519**	その他	217
１.有形固定資産	**35,451**	**Ⅱ. 固定負債**	**22,226**
建物及び構築物	10,817	長期借入金	21,782
機械装置及び運搬具	19,342	株式給付引当金	85
工具、器具及び備品	74	繰延税金負債	358
土地	3,975	**負債合計**	**27,028**
立木	1,153	純資産の部	
建設仮勘定	87	**Ⅰ. 株主資本**	**18,234**
２.無形固定資産	**821**	資本金	2,292
電気供給施設利用権	813	資本剰余金	1,292
その他	7	利益剰余金	14,817
３.投資その他の資産	**246**	自己株式	△168
繰延税金資産	66	**純資産合計**	**18,234**
その他	180		
資産合計	**45,262**	**負債純資産合計**	**45,262**

連結損益計算書　(自　2023年７月１日　至　2024年６月30日)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売上高		**17,473**
売上原価		**15,992**
売上総利益		**1,480**
販売費及び一般管理費		**880**
営業利益		**600**
営業外収益		
受取利息	19	
作業くず売却益	5	
補助金収入	52	
助成金収入	0	
還付加算金	1	
固定資産売却益	2	
その他	17	98
営業外費用		
支払利息	278	
支払手数料	28	
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	0	
その他	39	352
経常利益		**346**
税金等調整前当期純利益		**346**
法人税、住民税及び事業税	25	
過年度法人税等	△80	
法人税等調整額	120	65
当期純利益		**281**
親会社株主に帰属する当期純利益		**281**

連結株主資本等変動計算書　（自　2023年７月１日　至　2024年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	2,292	1,292	14,709	△104	18,190	18,190
当期変動額						
剰余金の配当			△173		△173	△173
親会社株主に帰属する当期純利益			281		281	281
自己株式の取得				△68	△68	△68
自己株式の処分				4	4	4
自己株式の消却			△0	0	—	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—	—
当期変動額合計	—	—	108	△63	44	44
当期末残高	2,292	1,292	14,817	△168	18,234	18,234

計算書類

貸借対照表 (2024年６月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
Ⅰ．流動資産	**4,867**	**Ⅰ．流動負債**	**868**
現金及び預金	2,349	買掛金	532
売掛金	238	一年内返済予定長期借入金	107
前払費用	35	未払金	88
関係会社短期貸付金	2,180	前受金	0
未収入金	44	未払費用	38
繰延消費税	7	未払法人税等	13
その他	12	預り金	5
Ⅱ．固定資産	**8,139**	賞与引当金	12
１．有形固定資産	**210**	メンテナンス費用引当金	4
建物	66	その他	66
機械及び装置	1	**Ⅱ．固定負債**	**1,135**
工具、器具及び備品	11	長期借入金	57
土地	56	関係会社長期借入金	1,000
建設仮勘定	75	株式給付引当金	78
２．無形固定資産	**6**	**負債合計**	**2,004**
ソフトウェア	5	純資産の部	
その他	1	**Ⅰ．株主資本**	**11,002**
３．投資その他の資産	**7,922**	**1.資本金**	**2,292**
関係会社株式	2,161	**2.資本剰余金**	**1,292**
関係会社長期貸付金	3,680	資本準備金	1,292
関係会社長期未収入金	1,880	**3.利益剰余金**	**7,586**
繰延税金資産	32	その他利益剰余金	7,586
その他	169	繰越利益剰余金	7,586
		4.自己株式	**△168**
		純資産合計	**11,002**
資産合計	**13,006**	**負債純資産合計**	**13,006**

損益計算書　(自　2023年７月１日　至　2024年６月30日)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売上高		**2,752**
売上原価		**2,214**
売上総利益		**538**
販売費及び一般管理費		**341**
営業利益		**196**
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	396	
その他	4	420
営業外費用		
支払利息	14	
その他	19	34
経常利益		**582**
税引前当期純利益		**582**
法人税、住民税及び事業税	3	
過年度法人税等	△80	
法人税等調整額	24	△53
当期純利益		**636**

株主資本等変動計算書　(自　2023年７月１日　至　2024年６月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,292	1,292	7,123	△104	10,603	10,603
当期変動額						
剰余金の配当			△173		△173	△173
当期純利益			636		636	636
自己株式の取得				△68	△68	△68
自己株式の処分				4	4	4
自己株式の消却			△0	0	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					—	—
当期変動額合計	—	—	463	△63	399	399
当期末残高	2,292	1,292	7,586	△168	11,002	11,002

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年８月16日

株式会社エフオン
　取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　桐　山　武　志

指定社員
業務執行社員　公認会計士　早　﨑　信

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エフオンの2023年７月１日から2024年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年８月16日

株式会社エフオン
　取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　桐　山　武　志

指定社員 業務執行社員　公認会計士　早　﨑　信

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エフオンの2023年７月１日から2024年６月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年７月1日から2024年６月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果を以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社の本店や発電所の業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年８月19日

株式会社エフオン　監査役会

常勤監査役　矢　田　真　一　㊞

社外監査役　望　月　英　仁　㊞

社外監査役　牧　浦　秀　治　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区京橋三丁目１番１号
東京コンベンションホール
(東京スクエアガーデン 5階)

TEL 03-5542-1995

- 「東京駅」徒歩５分
- 「銀座一丁目駅」徒歩２分
- 「京橋駅」直結
- 「有楽町駅」徒歩６分
- 「宝町駅」徒歩２分

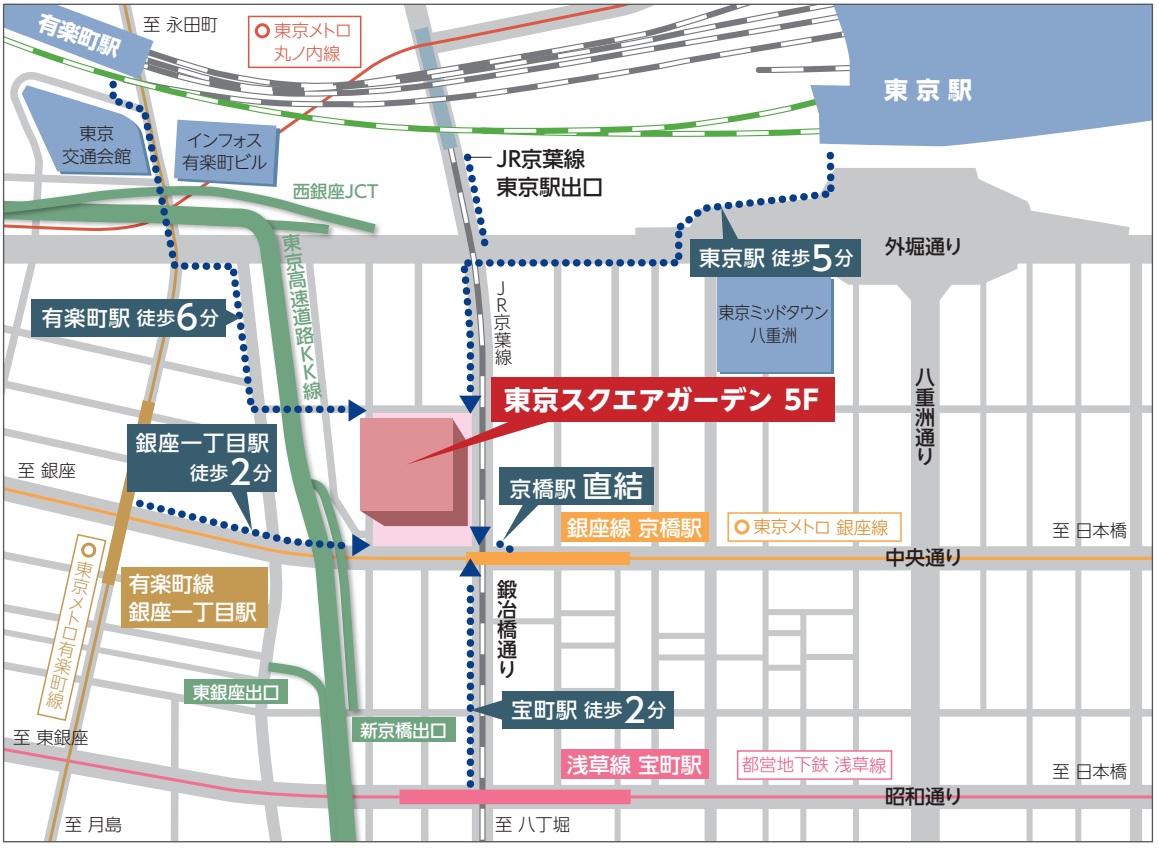

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。